

屋久島町水道事業経営戦略

団 体 名 : 屋久島町

事 業 名 : 上水道事業

策 定 (改 定) 日 : 令和 8 年 3 月 【改定】

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

【令和7年3月31日現在】

| | | | |
|---------------------|-----------|--------|--------------------------|
| 供用開始年月日 | 昭和35年4月1日 | 計画給水人口 | 12,010 人 |
| 法適(全部・財務) ・非適の区分 | 法適(全部) | 現在給水人口 | 11,020 人 |
| | | 有収水量密度 | 0.32 千m ³ /ha |

※有収水量密度=年間有収水量(1,414千m³)/計画給水区域面積(4,427ha)

② 施設

【令和7年3月31日現在】

| | | | |
|---------|--|-----------|----------------------|
| 水 源 | <input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input checked="" type="checkbox"/> ダム, <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可) | | |
| 施 設 数 | 浄水場設置数 | 24 | 管 路 延 長 318.17 千m |
| | 配水池設置数 | 45 | |
| 施 設 能 力 | 7,544 m ³ /日 | 施 設 利 用 率 | 82.4 % |

※施設能力=一日最大配水(給水)能力

※施設利用率=年間総配水量(2,268,355m³)/365日/施設能力

③ 料金

| | | |
|----------------------------|---|--|
| 料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方 | 本町水道事業では、料金算定期間を4年とし、算定期間内の営業費用(人件費、委託料、動力費、薬品費、修繕費、材料費、減価償却費等)及び資本費用(支払利息、資産維持費)と料金収入が等しくなるように水道料金を設定する総括原価方式に基づいています。料金は、各使用者群に対して総括原価を各群の個別費用に基づいて配賦し、基本料金と従量料金に区分して設定しています。 なお、資産維持費は3%を見込んでいます。 (※資産維持費=令和6年度~令和9年度末決算見込みにおける償却資産残高(建設仮勘定除く)×3%) | |
| 料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない) | 令和6年(2024年)10月1日【改定率 29.5%増】 | |

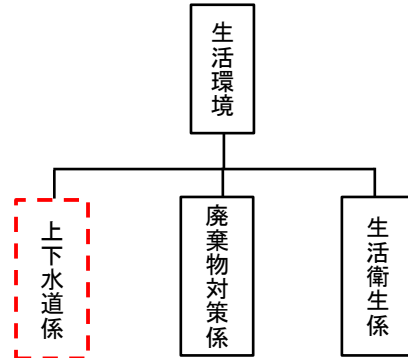
<料金表>

| 区 分 | 料 金 | | | |
|-------|--|---------------------|---------------------------------------|------|
| | 用 途 別 | 基本料金 | 従 量 料 金 | |
| 計量給水 | 一 般 用 | 900円 | 1m ³ ~ 10m ³ | 125円 |
| | | | 11m ³ ~ 20m ³ | 140円 |
| | | | 21m ³ ~ 30m ³ | 165円 |
| | | | 31m ³ ~ 40m ³ | 180円 |
| | | | 41m ³ ~ 50m ³ | 190円 |
| | | | 51m ³ ~ 100m ³ | 195円 |
| | | | 101m ³ ~ 150m ³ | 205円 |
| | 151m ³ を超える分1m ³ につき | 215円 | | |
| 船 舶 用 | 1,500円 | 1m ³ につき | 350円 | |

④ 組織

本町水道事業は、地方公営企業法第7条ただし書き及び同法施行令第8条の2の規定に基づき、管理者を置かず、町長が管理者の権限を行っており、組織については、生活環境課を置き、上下水道係を配置して、上水道事業及び農業集落排水事業を運営しています。
 職員数（生活環境課長及び会計課会計係の職員を除く。）は、参事兼統括係長1名、事務職員3名、技術職員2名、会計年度任用職員6名の計12名を配置しています。
 【年齢構成（一般職・技術職）：50代2名、40代2名、30代1名、20代1名（会計年度任用職）：60代1名、50代4名、20代1名】

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

| 上下水道係 | 一般職 | 技術職 | 会計年度任用職 (フル) | 会計年度任用職 (パート) | 合計 |
|--------|-----|-----|-----------------|------------------|-----|
| 61歳～ | — | — | 1人 | — | 1人 |
| 51～60歳 | 1人 | 1人 | 3人 | 1人 | 6人 |
| 41～50歳 | 1人 | 1人 | — | — | 2人 |
| 31～40歳 | 1人 | — | — | — | 1人 |
| ～30歳 | 1人 | — | 1人 | — | 2人 |
| 合計 | 4人 | 2人 | 5人 | 1人 | 12人 |

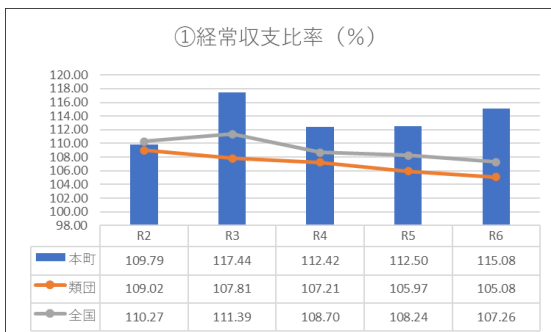
(2) これまでの主な経営健全化の取組

| | |
|-------|--|
| 令和4年度 | 料金収納の効率化（口座振替推進）を図るため、収納員制度を廃止。 |
| 令和7年度 | 口永良部地区簡易水道事業を経営統合。 （※口永良部島は橋などで連絡されていない属島であり、屋久島（上水道事業）との施設接続は不可能であることから、経営面のみソフト統合。） |

令和2年度から、屋久島地区を上水道事業（法全部適用）、口永良部地区を簡易水道事業（法非適用）によりそれぞれ特別会計を設置して運営してきたところですが、水道管理人の配置や機器・設備類の保守、水質検査など同一の手続きを両会計で実施するなど、事務効率の悪い管理運営が続いていたことから、経営効率を向上させるため、令和7年3月31日をもって口永良部地区簡易水道事業を廃止し、同年4月1日から上水道事業へ経営統合しました。（※口永良部島は橋などで連絡されていない属島であり、屋久島（上水道事業施設）との接続は不可能であることから経営面のみソフト統合。）
 また、アセットマネジメントについては、国土交通省のアセットマネジメント「簡易支援ツール」を活用し、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」における4Dレベルを実施しています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

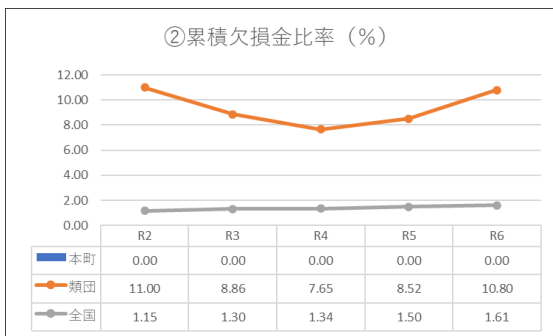
1. 経営の健全性・効率性（※令和6年度上水道事業特別会計決算による分析）



① 経常収支比率

（給水収益や一般会計からの繰入金（補助金）等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標。
 ※単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要。）

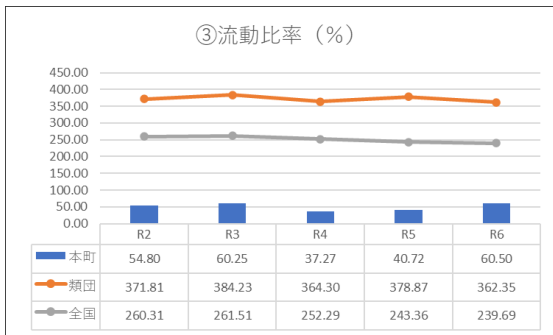
➡ 検針端末機器の更新や人事院勧告に基づく人件費の増加、消費税確定納付額の増加等により経常費用が増加したものの、令和6年10月1日から料金改定したことによる給水収益の増加により、前年度比2.58ポイント向上し、健全経営の水準とされる100%を上回っています。



②累積欠損金

(営業収益に対する累積欠損金(営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した損失)の状況を表す指標。
※累積欠損金が発生していないことを示す0%であることが求められる。)

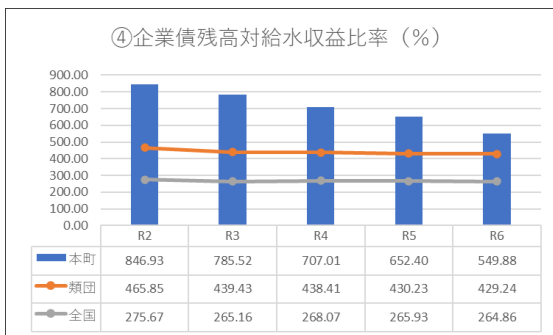
⇒本町は累積欠損金は発生していません。



③流動比率

(短期的な債務に対する支払能力を表す指標。
※1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等がある状況を示す100%以上であることが必要。)

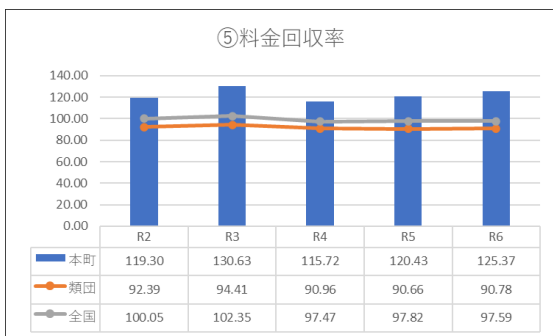
⇒流動負債において、事業量の増により建設改良費の未払金が増加したものの、一時借入金と企業債が減少し、流動資産においては料金改定による給水収益増加が現金預金増加に寄与し、前年度から19.78ポイント改善しました。しかしながら、現金等の流動資産に対して1年以内の企業債償還が多額であることから100%を大幅に下回っています。また、企業債償還財源に対する一般会計補助金への依存度は依然として高い状況ではありますが、料金改定による給水収益増によって、次年度以降の基準外補助は大幅に縮減される見込みです。



④企業債残高対給水収益比率

(給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。
※明確な数値基準はないものの、投資規模は適切か、料金水準は適切か等を経年比較と類似団体との比較等により状況を把握する。)

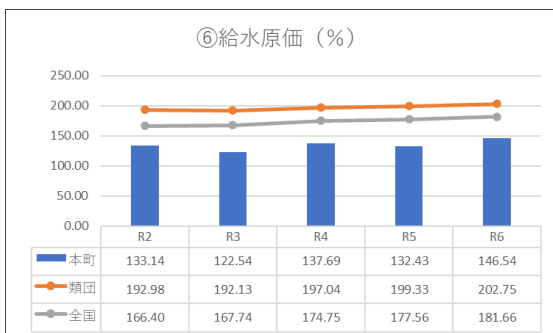
⇒類似団体平均値と比較して高い水準であるものの、企業債残高の減少と給水収益の増加によって、前年度から102.52ポイント改善しており、次年度以降さらに改善される見込みです。



⑤料金回収率

(給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能。
※供給単価と給水原価との関係を見るものであり、料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。)

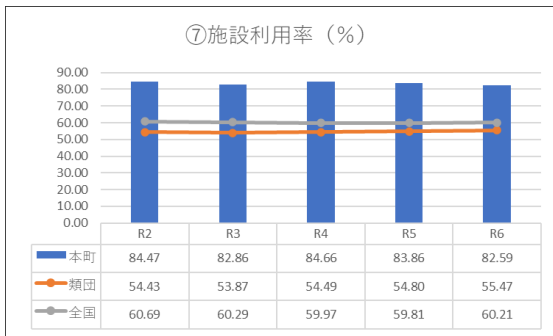
⇒前年度から4.94ポイント増で100%超を継続しており、事業に必要な費用を給水収益で賄えている状況ではあるものの、企業債元金償還や建設改良費といった資本的支出の補てん財源を考慮すると、一般会計補助金に対する依存度は高い状況にあります。ただし、料金改定による給水収益の増により、次年度以降、基準外補助金は大幅に縮減される見込みです。



⑥給水原価

(有収水量1㎡当たりについて、どれだけ費用がかかっているかを表す指標。
※明確な数値基準はないものの、有収水量や経常費用等の経年比較や類似団体との比較等により状況を把握する。)

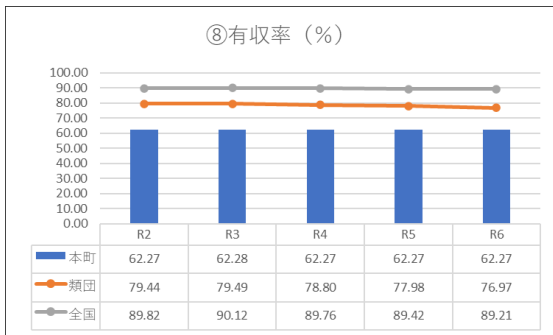
⇒人件費や検針機器整備費など経常費用が増加したことにより、前年度から14.11ポイント高い水準となっています。



⑦施設利用率

(一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。
※明確な数値基準はないと考えられるが、一般的には高い数値であることが望まれる。)

➡前年度から1.27ポイント低下しましたが、類似団体平均や全国平均と比較しても高い水準にあることから、施設規模は概ね適切と言えます。ただし、将来の給水人口減少を見据えた施設のダウンサイジング等を検討しなければならないところであるものの、特殊な山岳島である本町は、その地理的要因から施設の統廃合が難しく、今後の施設利用率の低下が懸念されます。

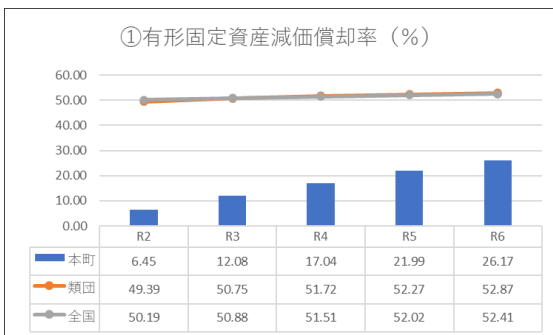


⑧有収率

(施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標。
※100%に近ければ近いほど施設の稼働状況が収益に反映されていると言える。)

➡類似団体平均と比べると低く、給配水管の老朽化で施設の利用が収益率に反映されにくくなっているため、管の更新を計画的に実施する必要があります。

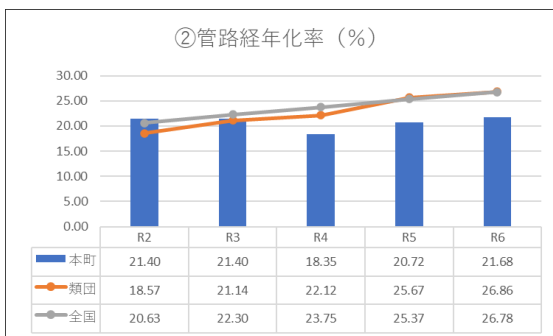
2. 老朽化の状況



①有形固定資産減価償却率

(有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるか、資産の老朽化度合を表す指標。)

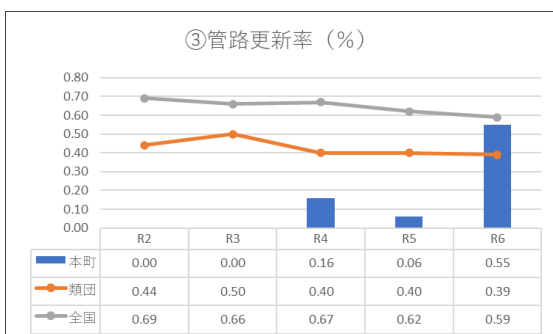
➡令和2年度からの法適用に際し、それ以前の減価償却累計額を差し引いた帳簿価額をもってスタートしているため、相対的に低い比率となっていますが、現実には法定耐用年数を過ぎた施設、あるいは近い将来に法定耐用年数を迎える施設が多い状況にあります。



②管路経年化率

(法定耐用年数を超えた管路延長の割合がどの程度あるか、管路の老朽化合を表す指標。)

➡類似団体平均値よりもやや低い水準であるものの、管路の5分の1超が法定耐用年数を経過しており、法定耐用年数に達していない管路についても近い将来に法定耐用年数を迎えるものが多い状況です。



③管路更新率

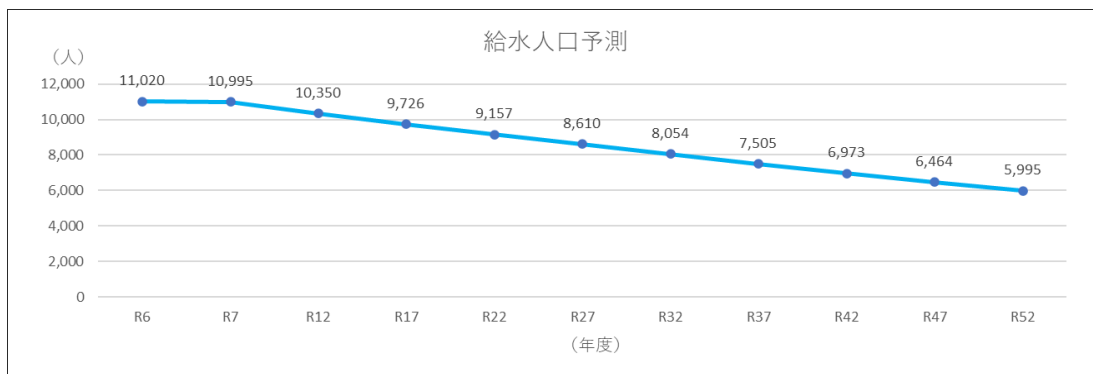
(当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標。管路の更新ペースや状況を把握できる。)

➡令和6年度は、志戸子地区、麦生地区、一湊地区において配水管(計1709.3m)を更新(耐震化)しました。今後も施設の耐震整備と合わせて、老朽化の状況を踏まえ、優先順位に配慮して計画的に更新整備してきます。

2. 将来の事業環境

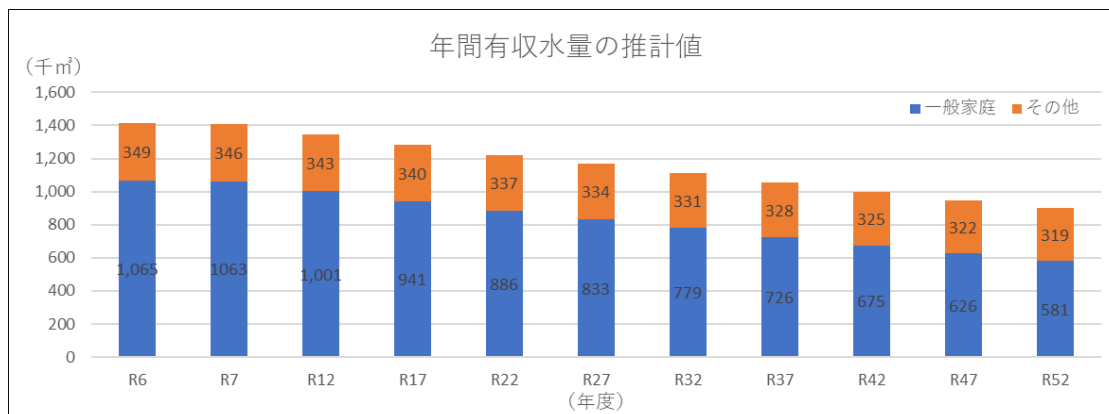
(1) 給水人口の予測

将来の給水人口は、国立社会保障人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」の人口予測値を、令和6年度末の行政区域内人口の実績値により補正し、減少率を乗じて予測しています。本町の給水人口は、令和6年度末で11,020人(専用水道、集落水道、飲料水供給施設を除く)であり、11年後の令和17年度末には1万人を切って9,726人となり、令和6年度末と比較して1,294人(11.7%)の減少、その後も減少が続く見込みです。



(2) 水需要の予測

将来の水需要は、令和6年度の有収水量実績値(1,414千 m^3)を基準に、一般家庭用については将来の給水人口予測による減少率を乗じて算出し、その他用については、5年で1%程度の微減を予測し算出しています。この結果、令和52年度には、令和6年度から514千 m^3 (36.3%)減少して900千 m^3 となる予測です。



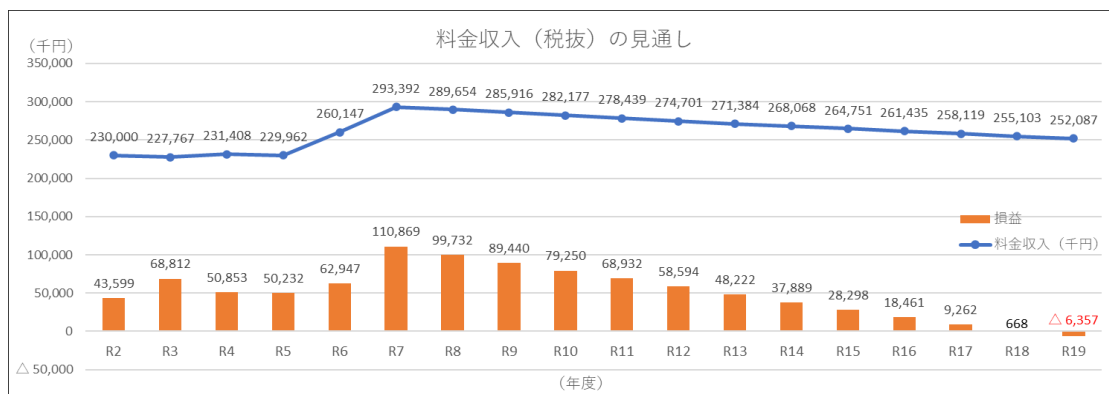
(3) 料金収入の見通し

上水道事業として地方公営企業法を適用した令和2年度の料金収入(給水収益)は230,000千円、その後、コロナ禍や人口減少の影響を受けて微増減しながら横ばいで推移、令和6年10月1日から料金改定(29.5%増)したことにより、令和7年度は令和5年度比で60,719千円増となるものの、人口減少に伴う水需要の減少により、料金収入の減少が続く見通しとなっており、現行料金体系のまま推移した場合、令和19年度以降は損益赤字が生じ、水道事業経営が非常に難しくなります。

なお、料金収入(給水収益)の予測方法は、国立社会保障人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」の人口予測値を、令和6年度末の行政区域内人口の実績値により補正した減少率を用い、アセットマネジメント簡易支援ツールを活用して算出した数値によるものです。

【料金収入(給水収益) = 有収水量(令和6年度を基準) × 各年度人口減少率 × 供給単価(固定額209.4円)により算出】

※令和2年度～令和6年度の料金収入額は、口永良部地区簡易水道事業分を含む。



(4) 組織の見直し

平成19年10月1日の旧町(旧上屋久町・旧屋久町)の合併以後、屋久島地区及び口永良部地区の全域を管理するため、町全体で組織機構改革をしつつ必要最低限の人員で運営してきており、現時点において組織見直しの計画はなく、現行人員を維持していく見直しです。
 なお、令和2年4月1日から、屋久島地区11簡易水道事業を統合し、上水道事業として地方公営企業法全部適用、令和7年4月1日からは、口永良部地区簡易水道事業を上水道事業に経営統合し、経営の効率化を図りつつ、経年化・老朽化の進む施設や管路の更新・耐震化を進めています。今後ますます増加する更新需要への対応を計画的に進めなければなりませんので、職員の退職や人事異動により組織力が低下しないよう、技術及び知識の継承に努めていきます。

(単位：人)

| 年 度 | 令和7年度 | 令和17年度 | 令和27年度 | 令和37年度 | 令和47年度 |
|---------------------------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 技 術 職 員 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 事 務 職 員 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| 会計年度任用職員 (水道施設維持管理作業員) | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 会計年度任用職員 (事務補助) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 合 計 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |

3. 経営の基本方針

安全かつ良質な、安心して使用することのできる水を安定供給するため、水源及び浄水場等施設の適切な維持管理、適正な水質検査、老朽化した施設・設備の修繕、改修、更新に努めます。なお、施設・管路については耐震整備に努め、特に、災害発生時の避難所や拠点施設、病院などの重要施設に接続する管路の耐震化を進め、災害に強い水道インフラを整備していきます。
 また、水道事業の持続可能な展開のため、事業経費の見直しなど、常に経営視点を持った健全な事業運営に努めます。

<計画期間内の具体事業>

- ◆志戸子地区上水道施設整備事業：配水管路耐震化、浄水施設改修整備、取水施設・導水管耐震化(R4～R8)
- ◆吉田地区上水道施設整備事業：配水管路耐震化、浄水施設改修整備、取水施設・導水管耐震化(R7～R10)
- ◆長峰地区上水道施設整備事業：取水施設・導水管整備(R8～R10)
- ◆宮之浦地区上水道施設整備事業：浄水場内制御盤更新整備(R10～R11)
- ◆一湊地区上水道施設整備事業：配水管路耐震化、浄水施設改修整備、取水施設・導水管耐震化(R10～R14)
- ◆浄水場監視機器更新及びシステムクラウド化事業(R9～R11)
- ◆重要給水施設管路耐震化事業(R9～)
- ◆薬注設備・減菌設備・水質計測設備等更新(随時)

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

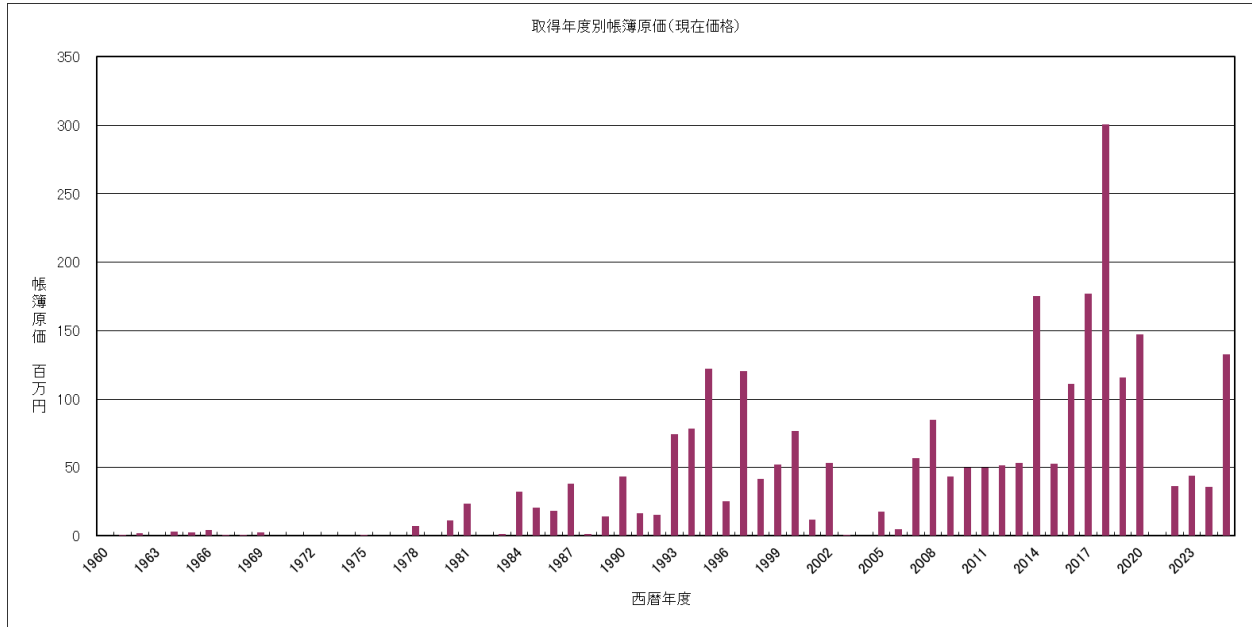
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

| | |
|-----|---|
| 目 標 | ○導水管路耐震適合率：60.0% (←50.2%) ○送水管路耐震適合率：75.0% (←68.2%) ○配水管路耐震適合率：54.5% (←45.4%) |
|-----|---|

施設や管路の経年化・老朽化により巨額の更新需要が発生しますが、法定耐用年数をもって更新整備すると、今後50年間で652億円、単年平均約13億円の巨額の投資が必要となります。しかし、本町の財政規模では不可能な金額であることから、更新投資上限額を毎年度3億円とし、更新の優先順位を精緻化して実施する計画としています。
 本町は山岳島であり、沿岸部に集落が点在する地形的要因により、各集落に水源・浄水場が整備されていますが、いずれの施設も必要最低限の小規模なものであることから、施設・管路ともにダウンサイジングは見込んでいません。
 なお、具体的な投資計画としては、「3. 経営の基本方針」に記載のとおり、浄水場の機能低下や無収水量(配水管路の漏水)の多い地区から順次更新整備を実施しつつ、機械設備類の更新、災害発生時に重要な拠点となる避難所・病院などの重要施設への管路耐震化、監視システムDX化等を実施していきます。

< 構造物及び設備の取得年度、帳簿原価等 >

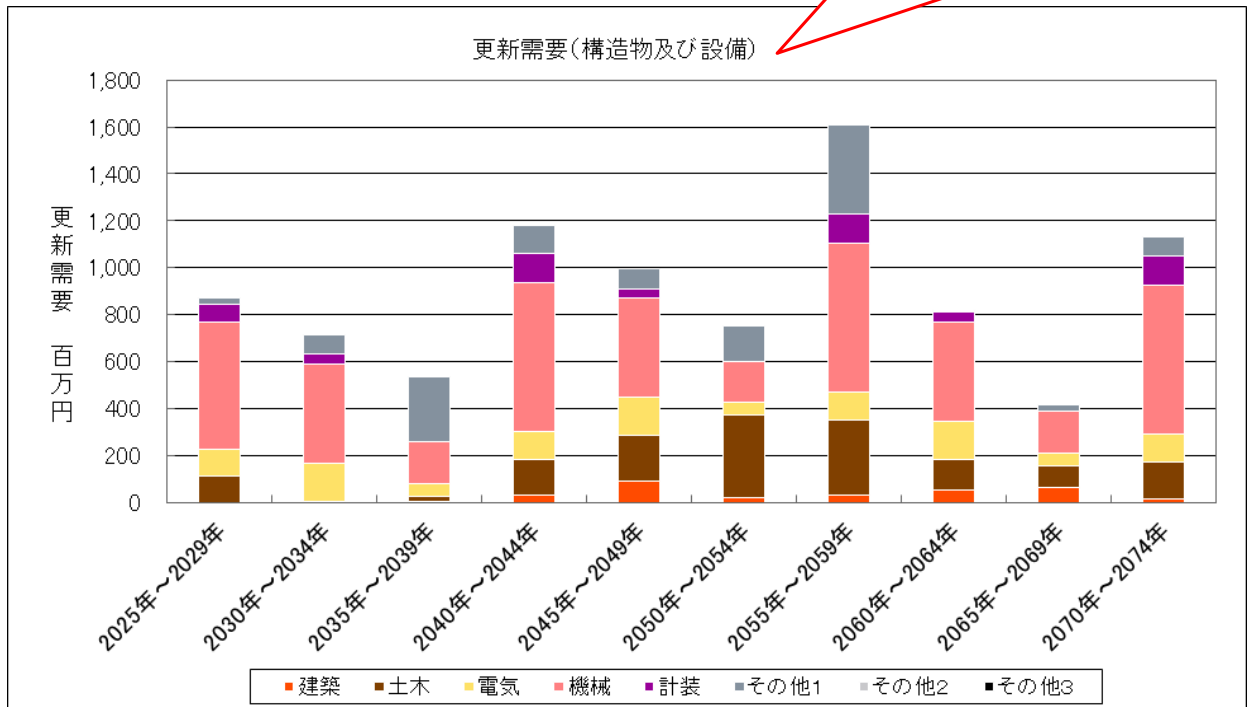


法定耐用年数で更新する場合の更新需要

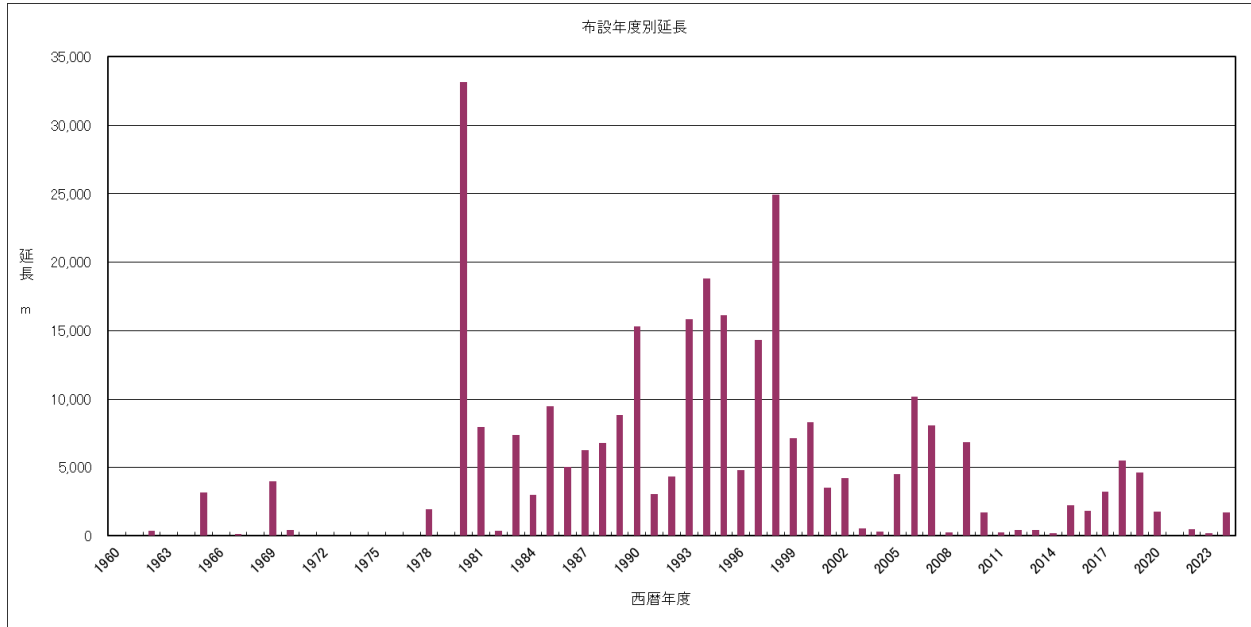


全ての施設・設備を法定耐用年数が到来するタイミングで更新した場合、施設の健全度は良好に保たれるものの、極端な投資費用のピークが発生する。

※50年間更新需要: 約50億円
 ※2040年～2044年に約12億円
 2055年～2059年に約16億円



<管路の布設年度別延長>

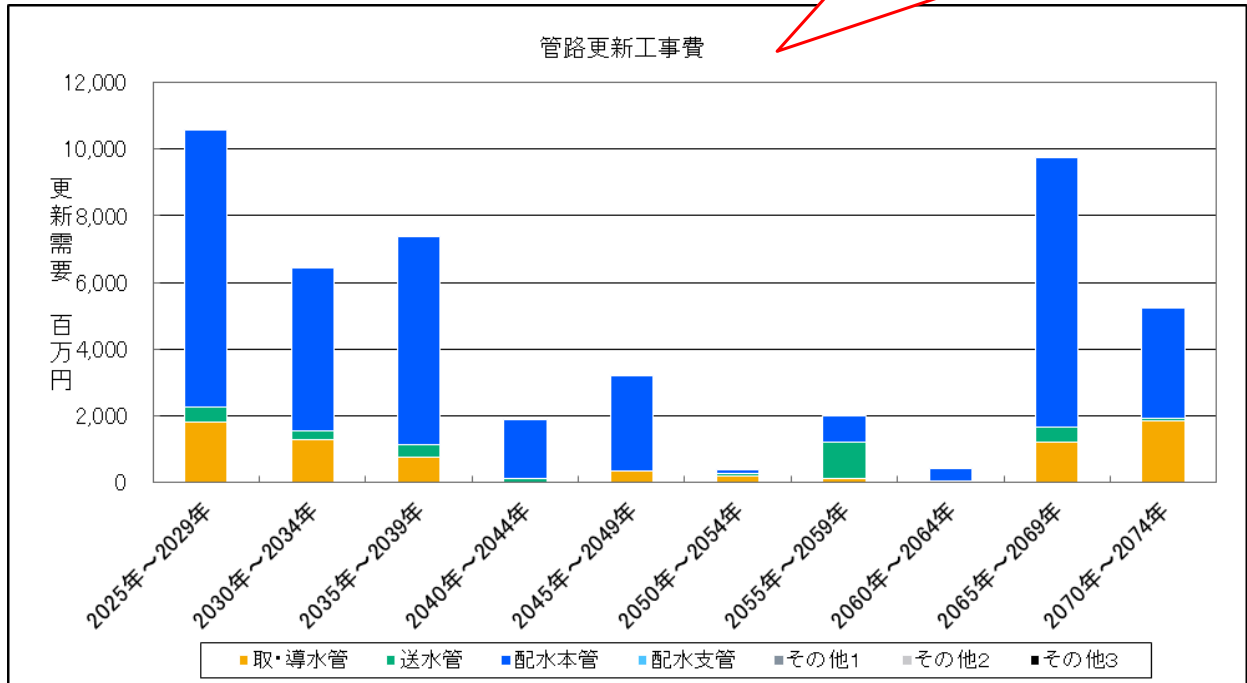


法定耐用年数で更新する場合の更新需要



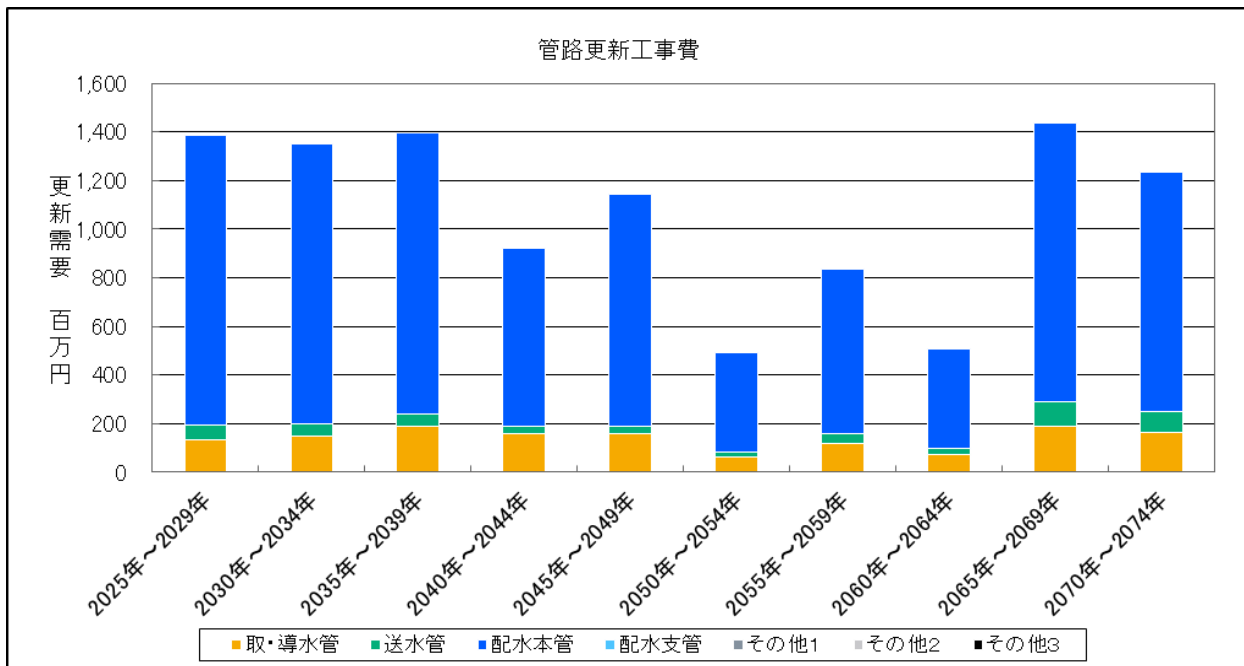
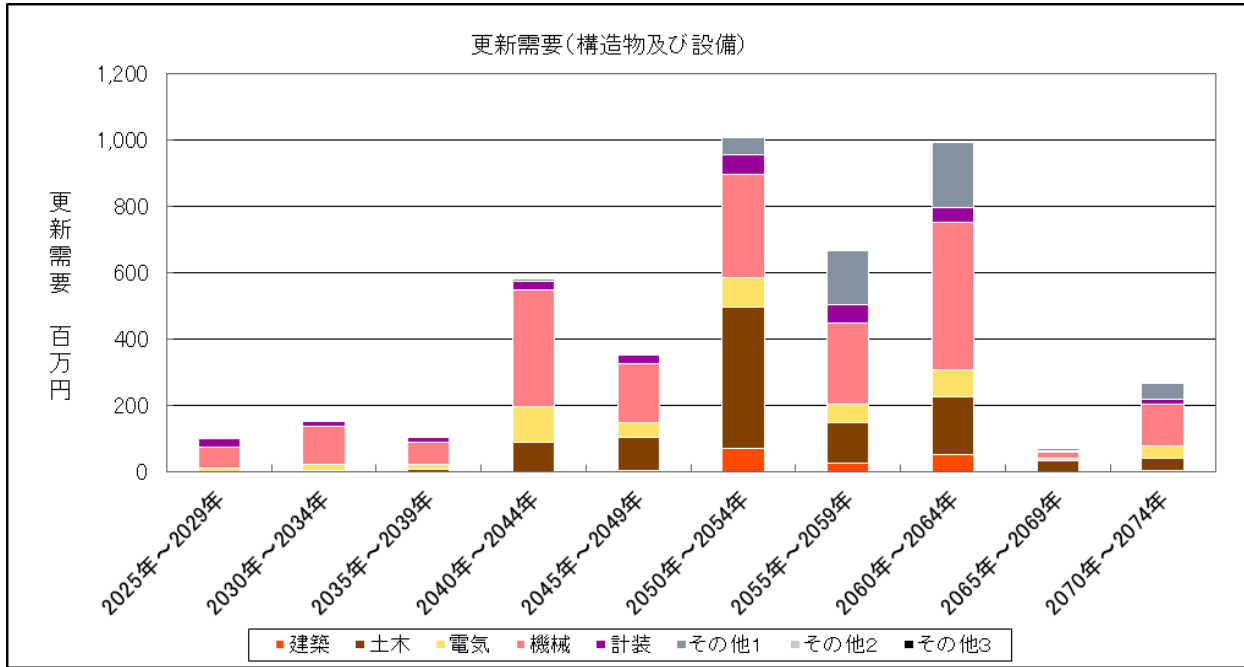
全ての管路を法定耐用年数が到来するタイミングで更新した場合、管路の健全度は良好に保たれるものの、極端な投資費用のピークが発生する。

※50年間更新需要: 約472億円
 ※2025年~2029年に約100億円
 2065年~2069年に約100億円



※上記のとおり、法定耐用年数による更新投資は、本町の財政規模では現実的に不可能であることから、更新投資額を毎年度一定上限額に設定する必要があります。

<更新投資額を毎年度300,000千円(3億円)に平準化した場合の更新需要>



※毎年度の更新投資額上限を300,000千円(3億円)に設定し、投資を平均化させた場合、健全資産は徐々に減少し、経年化資産・老朽化資産が増加します。特に、2050年代以降、構造物・設備の老朽化が顕著となり、2060年代以降は老朽管路が急増し、事故・漏水リスクの増大が懸念されるため、随時修繕工事を実施しながら維持・運営していきます。

財政面においては、毎年度の更新投資額が一定であることから過度な負担が発生せず、急激な支出増が避けられることで、健全な損益状況の確保による安定的な財政運営が可能となります。

② 収支計画のうち財源についての説明

| | |
|-----|---|
| 目 標 | ○経常収支比率及び料金回収率100%維持 ○損益赤字・資金不足・累積欠損金を生じさせない運営 |
|-----|---|

<財源についての説明>

①料金

給水人口の減少に伴う水需要減少に連動して料金収入も減少する見込みです。令和6年10月1日に料金改定を実施しており、当面は収益的収支において黒字を維持できる見通しですが、令和19年度には損益赤字となる見込みがあるため、令和15年度に料金改定(平均改定率5%)を実施する計画を盛り込んでいます。(※料金改定については、4年ごとに収支を見込み、検討していく計画としています。)
 なお、料金改定率の算定に当たっては、別紙の原価計算表を基礎としています。

②企業債

毎年度建設改良費上限300,000千円のうち、国庫補助金を除いた本町負担額に対し、毎年度140,000千円から160,000千円、充当率は、公営企業債50%、辺地対策事業債50%により見込んでいます。

③繰入金

総務省が定める繰入基準のうち、収益的収入で受け入れるものとして、公園や路傍花壇等の無償給水栓に係る経費分(約13,000千円)、企業債償還利子分(対象額の約1/2)、資本金収入で受け入れるものとして、企業債償還元金分(対象額の約1/2)を見込んでいます。

④国庫補助金

これまでと同様に、簡易水道等施設整備費補助金の活用を見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

①職員給諸費

令和6年度決算値を基礎に、内閣府が公表している「中長期の経済財政に関する試算」における『過去投影ケースに(賃金上昇率)』を用いて推計しました。

②動力費

令和6年度決算値を基礎に、給水人口減少に伴う送水ポンプ稼働の低下等を考慮して推計しました。

③修繕費

過年度実績により計上しました。

④材料費

令和6年度決算値を基礎に、内閣府が公表している「中長期の経済財政に関する試算」における『過去投影ケースに(消費者物価指数上昇率)』を用いて推計しました。

⑤その他

各施設の保守点検や各地区水道管理人の委託費等を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

| | |
|---|---|
| 広 域 化 | 広域化については、圏域の種子島地区と協議・検討したものの、離島同士の広域化にはメリットを見出せないとの結論に至りました。 このため、鹿児島県主導(鹿児島県水道広域化推進プラン)の下で実施される県内自治体での共同事業発注等、コストダウンが見込まれるなど、本町にメリットのある取組みへの参画を随時検討していきます。 |
| 民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等) | 指定管理者制度やPPP/PFI制度による民間活用を進めた場合、委託に伴う多額の財政出動、これに伴う水道料金の著しい増額改定を余儀なくされることが予想され、住民生活をひっ迫させる恐れがあることから、現在のところ導入の計画はありません。 |
| アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化) | アセットマネジメントについては、本経営戦略改定に先駆けて令和8年3月に、本町として2回目を実施したところです。今後の検討事項として、耐震診断の実施、事故・漏水履歴の蓄積と分析による更新優先順位の精緻化や、劣化予測モデル導入によるアセットマネジメントの高度化を掲げています。 |
| 施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング) | 山岳島であり、沿岸部に集落が点在する本町の地形的要因により、各集落に水源・浄水場が整備されていますが、いずれの施設も必要最低限の小規模なものであることから、施設・管路ともにダウンサイジングは見込んでいません。 |
| 施設・設備の合理化 (スペックダウン) | 上記理由により浄水場自体の統合や廃止は難しいところですが、処理設備(特に浄水設備)については、更新整備の際に、既存の緩速ろ過池を減少させてパッケージ型急速ろ過設備を導入する等を随時検討していきます。 |
| その他の取組 | これまでの現状として、施設や管路の維持管理に関する知識が技術職員の経験のみに依存しており、技術職員の負担が大きいほか、組織としての知識・経験蓄積がなされておらず、担い手不足も相まって将来の健全運営に不安があります。浄水場でのトラブルなどへの対応作業の迅速化や負担偏りの解消のため、全水道職員が状況把握できるよう浄水場監視システムのデバイスフリーによるクラウド化等DX化を進めるほか、量水器検針員の担い手不足も危惧されていることから、スマートメーターの導入も検討していきます。 |

② 財源についての検討状況等

| | |
|------------------------|---|
| 料 金 | 投資・財政計画において、令和15年度から損益黒字は維持できているものの、資金残高が減少していき、令和19年度には損益赤字となることが見込まれるため、令和15年度及び令和19年度において再度収支を見込み、料金改定を検討します。 |
| 企 業 債 | 施設や管路の経年化・老朽化により巨額の更新需要が発生しますが、法定耐用年数をもって更新整備すると、今後50年間で652億円、単年平均約13億円の巨額の投資が必要となります。しかし、本町の財政規模では不可能な金額であることから、更新投資上限額を毎年度3億円とし、更新の優先順位を精緻化して実施する計画としており、企業債発行額は毎年度1億2,500万円と見込んでいます。 |
| 繰 入 金 | 総務省が定める繰入基準のうち、収益的収入で受け入れるものとして、公園や路傍花壇等の無償給水栓に係る経費分(約1千3百万円)、企業債償還利子分(対象額の約1/2)、資本的収入で受け入れるものとして、企業債償還元金分(対象額の約1/2)を見込んでいます。 |
| 資産の有効活用等(*2)による収入増加の取組 | 該当ありません。 |
| そ の 他 の 取 組 | 該当ありません。 |

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

| | |
|---------------------|--|
| 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項 | <p>本経営戦略は、PDCAサイクルによる進捗状況の評価・検証を行った上で、町民の皆様のニーズや社会環境の変化等を踏まえ、適宜見直し・修正を行っていきます。</p> <p>具体的には、毎年度決算公表後、経営戦略の収支計画との乖離や他計画との内容の整合を検証し、後年に影響が出てくる場合は、収支計画を修正します。</p> <p>また、経営戦略の改定を行った際は、議会に報告するとともに町HPにて公表します。</p> |
|---------------------|--|

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

| 年 度 区 分 | | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算) | 本年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
|-------------------------|------------------------------|--------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| | | | | | | | | | | | | | |
| 資本的収入 | 1. 企業債 | 120,600 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 160,000 | 140,000 | 140,000 | 150,000 |
| | うち資本費平準化債 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2. 他会計出資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 3. 他会計補助金 | 153,291 | 95,702 | 85,502 | 79,701 | 68,965 | 55,100 | 45,705 | 41,103 | 42,351 | 43,563 | 46,225 | 46,487 |
| | 4. 他会計負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5. 他会計借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 6. 国(都道府県)補助金 | 76,026 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 | 125,000 |
| | 7. 固定資産売却代金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8. 工事負担金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 (A) | 349,917 | 380,702 | 370,502 | 364,701 | 353,965 | 340,100 | 330,705 | 326,103 | 327,351 | 308,563 | 311,225 | 321,487 |
| | (A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B) | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 純計 (A)-(B) (C) | 349,905 | 380,702 | 370,502 | 364,701 | 353,965 | 340,100 | 330,705 | 326,103 | 327,351 | 308,563 | 311,225 | 321,487 |
| 資本的支出 | 1. 建設改良費 | 206,330 | 297,101 | 297,101 | 297,101 | 297,101 | 297,101 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 | 300,000 |
| | うち職員給与費 | 4,856 | 5,160 | 5,260 | 5,360 | 5,460 | 5,560 | 5,660 | 5,760 | 5,860 | 5,960 | 6,060 | 6,160 |
| | 2. 企業債償還金 | 189,799 | 191,404 | 171,004 | 159,402 | 137,930 | 110,200 | 91,409 | 82,205 | 84,702 | 87,126 | 92,450 | 92,974 |
| | 3. 他会計長期借入返還金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. 他会計への支出金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 (D) | 396,129 | 488,505 | 468,105 | 456,503 | 435,031 | 407,301 | 391,409 | 382,205 | 384,702 | 387,126 | 392,450 | 392,974 | |
| 資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E) | 46,224 | 107,803 | 97,603 | 91,802 | 81,066 | 67,201 | 60,704 | 56,102 | 57,351 | 78,563 | 81,225 | 71,487 | |
| 補填財源 | 1. 損益勘定留保資金 | 0 | 0 | 0 | 4,402 | 3,866 | 301 | 4,204 | 9,902 | 21,551 | 39,063 | 51,725 | 51,387 |
| | 2. 利益剰余金処分量 | 46,147 | 107,803 | 97,603 | 87,400 | 77,200 | 66,900 | 56,500 | 46,200 | 35,800 | 39,500 | 29,500 | 20,100 |
| | 3. 繰越工事資金 | 77 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 4. その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 (F) | 46,224 | 107,803 | 97,603 | 91,802 | 81,066 | 67,201 | 60,704 | 56,102 | 57,351 | 78,563 | 81,225 | 71,487 | |
| 補填財源不足額 (E)-(F) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 他会計借入金残高 (G) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 企業債残高 (H) | 1,421,351 | 1,389,947 | 1,378,943 | 1,379,541 | 1,401,611 | 1,451,411 | 1,520,002 | 1,597,797 | 1,673,095 | 1,725,969 | 1,773,519 | 1,830,545 | |

○他会計繰入金

(単位:千円)

| 年 度 区 分 | | 前々年度 (決算) | 前年度 (決算) | 本年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | 令和12年度 | 令和13年度 | 令和14年度 | 令和15年度 | 令和16年度 | 令和17年度 |
|------------|----------|--------------|-------------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 収益的収支分 | | 7,865 | 20,705 | 22,659 | 24,243 | 25,914 | 27,708 | 29,549 | 31,384 | 33,175 | 35,553 | 36,871 | 38,091 |
| | うち基準内繰入金 | 7,865 | 20,705 | 22,659 | 24,243 | 25,914 | 27,708 | 29,549 | 31,384 | 33,175 | 35,553 | 36,871 | 38,091 |
| | うち基準外繰入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 資本的収支分 | | 0 | 95,702 | 85,502 | 79,701 | 68,965 | 55,100 | 45,705 | 41,103 | 42,351 | 43,563 | 46,225 | 46,487 |
| | うち基準内繰入金 | | 95,702 | 85,502 | 79,701 | 68,965 | 55,100 | 45,705 | 41,103 | 42,351 | 43,563 | 46,225 | 46,487 |
| | うち基準外繰入金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | | 7,865 | 116,407 | 108,161 | 103,944 | 94,879 | 82,808 | 75,254 | 72,487 | 75,526 | 79,116 | 83,096 | 84,578 |

原価計算表

布設年月日 昭 和 35 年 4 月 1 日
 給水人口 11,020人
 計算期間 自 令和8年4月 至 令和17年3月
 (10 年間)

収 入 の 部

| 項 目 | 金 額 | | | |
|---------------|----------------|---------------|----------|---------------|
| | 最近1箇年間の実績(見込み) | 投資・財政計画計上額(A) | 公費負担分(B) | 料金対象収支(A)-(B) |
| 料 金 (X) | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| | 293,392 | 277,386 | | 277,386 |
| 給 水 装 置 工 事 費 | 0 | 0 | | 0 |
| そ の 他 | 229,319 | 227,288 | 30,515 | 196,773 |
| 合 計 | 522,711 | 504,674 | 30,515 | 474,159 |

支 出 の 部

| 項 目 | 金 額 | | | |
|---------------------------|-----------|---------------|----------|---------------|
| | 最近1箇年間の実績 | 投資・財政計画計上額(A) | 公費負担分(B) | 料金対象収支(A)-(B) |
| 人 給 料 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 営 業 費 用 | | | | |
| 人 給 料 | 32,001 | 34,642 | 2,768 | 31,874 |
| 退 職 給 付 費 | 2,362 | 2,362 | 189 | 2,173 |
| そ の 他 | 30,826 | 30,826 | 2,463 | 28,363 |
| 動 力 費 | 13,153 | 12,259 | 980 | 11,279 |
| 修 繕 費 | 3,720 | 3,720 | 297 | 3,423 |
| 材 料 費 | 18,125 | 19,389 | 1,550 | 17,839 |
| そ の 他 | 73,019 | 73,019 | 5,835 | 67,184 |
| 減 価 償 却 費 | 205,841 | 218,714 | 55,470 | 163,244 |
| 小 計 | 379,047 | 394,931 | 69,552 | 325,379 |
| 営 業 外 費 用 | | | | |
| 支 払 利 息 | 13,446 | 32,664 | 16,332 | 16,332 |
| そ の 他 | 19,349 | 19,349 | | 19,349 |
| | | | | 0 |
| | | | | 0 |
| 小 計 | 32,795 | 52,013 | 16,332 | 35,681 |
| 合 計 (Y) | 411,842 | 446,944 | 85,884 | 361,060 |
| 資 産 維 持 費 (Z) | | | | 127,588 |
| 料 金 対 象 経 費 (Y) + (Z) | | | | 488,648 |

(X) / ((Y) + (Z)) * 100 = 0.57

<料金水準についての説明>

・令和8年度～令和17年度における投資・財政計画に基づく積算平均値により算定。
 ・資産維持費は各年度における償却資産残高×2%の10年平均とした。

※営業費用(減価償却費を除く)中、公費負担分の額は、繰出基準に基づく無償給水栓に係る経費分並びに児童手当経費分として受け入れる一般会計補助金を計上。
 ※減価償却費中、公費負担分の額は、企業債償還元金に対するものとして資本的収入で受け入れる一般会計補助金繰出基準額を、長期前受金戻入額として処理するものを計上。
 ※営業外費用の支払利息中、公費負担分の額は、繰出基準に基づく企業債償還利子分として受け入れる一般会計補助金を計上。

◆料金対象経費 488,648千円－料金を除くその他の収入196,773千円＝今後10年間の適正料金水準＝291,875千円

※令和7年度実績見込み程度の給水収益を確保できれば概ね適正であるが、給水人口減少に伴う水需要減少により、適正料金水準を割り込んでいく見込み。